

## 報告

### 【 市長報告 】

それでは、ただいま上程となりました報告 4 件につきまして、ご説明申し上げます。

報告第 42 号乃至報告第 45 号の「専決処分の報告」につきましては、議決により委任を受け、市長が専決処分することができる事項として指定されている「和解及び損害賠償額の決定」について専決処分したもので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、それぞれ報告するものでございます。

よろしくご了承賜りますよう、お願い申し上げます。

注) 上記の市長報告は、実際の発言と異なる場合がありますので御了承願います。

(会議録が正式な発言記録となります。)